

## 地震、火災、風水害などの災害により被害に遭われた方に対する県税の救済措置について



茨城県

地震、火災、風水害などの災害により被害に遭われた方に対しては、以下のような県税の救済措置があります。

### ○ 県税の救済措置

- ・ 災害により住宅や家財などに被害を受けた方に対する「県税の減免」
- ・ 災害により一時に県税を納めることができない方に対する「徴収の猶予」
- ・ 災害により県税の申告・納付などが期限までに行うことができない方に対する「申告などの期限の延長」

詳しくは下記「1」へ

詳しくはP.3「2」へ

詳しくはP.3「3」へ

## 1 県税の減免

### (1) 個人事業税

- ・ 前年の事業所得の金額が1,000万円以下の方は、工場、設備などの事業用資産について2分の1以上の損害を受けた場合に、事業所得の金額に応じて、税額の4分の1から全額までの範囲において、
  - ・ 前年の合計所得金額が500万円以下の方は、住宅や家財について10分の3以上の損害を受けた場合に、その損害の割合に応じて、税額の4分の1から2分の1までの範囲において、
- いずれか減免の割合の大きい額が減免となります。

※ 保険金や損害賠償金などは、損失金額から差し引きます。

被災財産	対象事業者 (前年の所得)	損害の割合	減免税額
事業用資産	事業所得 500万円以下の方	2分の1以上	税額全額
	事業所得 750万円以下の方		税額の2分の1
	事業所得 1,000万円以下の方		税額の4分の1
住宅・家財	合計所得金額 500万円以下の方	10分の3以上 10分の5未満	税額の4分の1
		10分の5以上	税額の2分の1

#### 【対象年度】

災害の発生した日の属する前年又は災害の発生した日の属する年の事業の所得を課税標準として災害の発生した日の属する年度中に課税され、災害を受けた日以後に納期の末日が到来するもの。

※ 納期が2期に分かれている場合で、災害が1期分の納期限後から2期分の納期限以前に発生した場合にあつては、既に納期限の経過した1期分については減免の対象とならないのでご注意ください。

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 個人事業税災害減免申請書(県税事務所にごさいます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する被災を証する書類(り災証明書など)
- ・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類(当該資産に係る帳簿の写し、修繕費用の領収証書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

【申請期間】 納税通知書がお手元に届いてから納期限までの間

## (2) 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものを取得した場合や不動産の取得直後に被災した場合に不動産取得税が減免となります。

※ 被災家屋の代わりの家屋を取得した場合においては、被災家屋の価格から災害等に基づく保険金等により補填されるべき金額を差し引いて計算します。

対 象	条 件	被災の程度	減 免 税 額
被災不動産の代わりの不動産を取得した場合	被災した日から3年以内の取得	【家屋】 全壊、大規模半壊及び半壊	被災不動産・代替不動産の面積・評価額をもとに、減免の割合 ※に応じて計算された税額
取得後1年以内に不動産が滅失・損壊した場合	被災した日前1年以内の取得	【土地】 埋没、被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上	

※ 減免の割合

不動産の種類	被災の程度	減 免 の 割 合
家 屋	全壊及び大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5
土 地	埋没、被災土地の面積に占める被害面積の割合が50%以上	10分の10
	被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上50%未満	10分の5

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 不動産取得税減免申請書(県税事務所にごさいます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する被災を証する書類(り災証明書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

【申請期限】 **納期限**

## (3) 自動車税(種別割)

災害により損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合で、一定額以上の修理費を負担した場合に、災害を受けた年度の自動車税の種別割が減免となります。

対 象	条 件	減 免 税 額
災害によって損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合	修繕費から保険等で補填される額を控除した額が年税額の2倍を超える額となるとき	災害を受けた年度分の当該自動車税額(種別割に係るもの)の2分の1

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 自動車税(種別割)減免申請書(※)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する自動車の被災を証する書類(対象の自動車のナンバーが記載された証明書など)

〔公的機関の発行する証明書が入手できない場合は、ナンバープレートと被災状況が確認できる写真等〕

- ・ 修繕のために支出した金額の明細を証する書類(修繕費用の領収証書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

※ 県税事務所にごさいます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。

【申請期限】 **災害を受けた日の属する月の翌月から2月以内**

※ 災害により自動車が滅失した場合(修理できない場合)は運輸支局において抹消登録をすることで、抹消登録をした翌月以降の自動車税の種別割は減額となります。事情により抹消登録が遅れる場合は、管轄の県税事務所へご相談ください。

#### (4) 自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)

災害により滅失又は損壊した自動車(被災自動車)を抹消登録し、被災自動車に代わる自動車(代替自動車)を被災の日から6か月以内に取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、申請により代替自動車の自動車税・軽自動車税の環境性能割が全額免除されます。

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 自動車税(環境性能割)減免申請書(※)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する自動車の被災を証する書類(対象の自動車のナンバーが記載された証明書など)

〔ナンバーが記載された公的機関の発行する証明書が入手できない場合は、被災自動車に係る申立書(※)及びナンバープレートと被災状況が確認できる写真等〕

- ・ 被災自動車の抹消登録等を確認できる書類
- ・ 代替自動車の自動車検査証(写し可)

※ 県税事務所にごさいます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。

【申請期限】 代替自動車を登録した日から30日以内

## 2 徴収の猶予

災害により、県税を一時に納めることができない場合には、県税事務所に申請をしていただくことにより、原則として1年以内に限り納税が猶予されます(「徴収猶予申請書」は県税事務所にごさいます)。

なお、この場合には、猶予期間内において何回かに分けて納めることもできます。

また、猶予された期間については、延滞金は免除されます。

## 3 申告などの期限の延長

災害により、県税の申告・納付などが定められた期限までにできないときは、県税事務所に申請をしていただくことにより、その理由のやんだ日から2月以内の範囲で、その期限が延長されます(「災害等による期限の延長申請書」は県税事務所にごさいます)。

期限が延長されると、

- ・ 延長された期限までに提出された申告については、不申告加算金はかかりません。
- ・ 延長された期限までに納付されたときには、その期間の延滞金はかかりません。

上記1から3までの措置は、被害状況等の個別具体的な事情により、適用条件や必要書類等が異なる場合がございますので、詳細につきましては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

※県税事務所の問合せ先につきましては、P. 4をご参照ください。

- 税務課のホームページもご参照ください。(申請書のダウンロードも可能です。)

<キーワード>

茨城県税務課

検索

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

◆税務課及び県税事務所・支所一覧

○平日<8時30分から17時15分まで>

事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸県税事務所	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1	029-221-6605	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 東茨城郡
		029-221-6768	
		029-221-4800	
		029-221-4820	
常陸太田県税事務所	〒313-8666 常陸太田市山下町4119	0294-80-3314	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡, 久慈郡 日立市, 高萩市, 北茨城市 ※
		0294-80-3316	
		0294-80-3311	
		0294-80-3312	
常陸太田県税事務所 高萩支所	〒318-0031 高萩市春日町3-1	0293-22-2019	日立市, 高萩市, 北茨城市
行方県税事務所	〒311-3893 行方市麻生1700-6	0299-72-0772	鹿嶋市, 潮来市, 行方市, 神栖市, 鉾田市
		0299-72-0482	
		0299-72-0483	
		0299-72-0773	
土浦県税事務所	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26	029-822-7205	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市, つくばみらい市 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡, 北相馬郡※
		029-822-7208	
		029-822-7212	
		029-822-7216	
土浦県税事務所 稲敷支所	〒300-0593 稲敷市江戸崎甲541	029-892-6111	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡, 北相馬郡
筑西県税事務所	〒308-8511 筑西市二木成615	0296-24-9157	結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 桜川市, 結城郡 古河市, 坂東市, 猿島郡※
		0296-24-9190	
		0296-24-9192	
		0296-24-9197	
筑西県税事務所 境支所	〒306-0404 猿島郡境町長井戸320	0280-87-1120	古河市, 坂東市, 猿島郡
水戸県税事務所 自動車税分室	〒310-0844 水戸市住吉町292-10	029-247-1297	水戸市, 日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, 小美玉市, 東茨城郡, 那珂郡, 久慈郡
土浦県税事務所 自動車税分室	〒300-0847 土浦市卸町2-1-5	029-842-7812	土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, 坂東市, 筑西市, かすみがうら市, 桜川市, 常総市, つくばみらい市, 稲敷郡, 結城郡, 猿島郡, 北相馬郡
総務部税務課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2446	県内全域
		029-301-2429	
		029-301-2424	

※ 個人事業税については, 支所の管轄範囲を除きます。